（別表３維持管理計画書）

維 持 管 理 計 画 書

１　維持管理体制

システム施工上の維持管理体制は、総括責任者を窓口とし、各装置毎に維持管理業者を決め、維持管理を行ないます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 維　持　管　理　業　者 | | |
| 氏名又は名称 | 住　　　　 所 | 連絡先（TEL） |
| 総括責任者 |  |  |  |
| ディスポーザ部 |  |  |  |
| 排水配管部 |  |  |  |
| 排水処理部 |  |  |  |
| 汚泥引き抜き |  |  |  |

２　処理水質基準

ディスポーザ排水処理システム等から排水する汚水の水質検査は、年に１回以上実施する。

(1) 検査項目・排水処理部流出水の濃度は次のとおりとします。

ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）・・・・・[ 　　　　]mg/Ｌ以下

ＳＳ（浮遊物質量）・・・・・・・・・・・[ 　　　　]mg/Ｌ以下

ノルマルヘキサン抽出物質含有量・・・　　[ 　　　　]mg/Ｌ以下

３　維持管理要領（点検項目及び頻度）

(1) 各装置の点検項目は次のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 点　　検　　項　　目 |
| ディスポーザ部 |  |
| 排水配管部 |  |
| 排水処理部 |  |

(2) 各装置の維持管理回数及び保守点検内容は次のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 維持管理頻度 | 保守点検内容 |
| ディスポーザ部 |  |  |
| 排水配管部 | 回／年以上 | 配管内の点検 |
| 排水処理部 | 回／年以上 | 定期点検、整備、水質検査、汚泥引き抜き |